

平成 31 年度
農林水産省政策評価実施計画

平成 31 年 4 月

農林水産省

目 次

I	計画期間	・・・・・・・・・・	1
II	事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法	・・・・	1
1	実績評価	・・・・・・・・・・	1
2	総合評価	・・・・・・・・・・	2
3	公共事業の事業評価	・・・・・・・・・・	2
4	研究開発の事業評価	・・・・・・・・・・	2
5	規制の事業評価	・・・・・・・・・・	2
6	租税特別措置等の事業評価	・・・・・・・・・・	2
	(別表1) 政策評価体系	・・・・・・・・・・	3
	(別表2) 公共事業の事業評価	・・・・・・・・・・	5

平成 31 年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条及び農林水産省政策評価基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

I 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

II 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

1 実績評価

（1）事後評価の対象とする政策

別表 1 の政策評価体系に掲げる政策分野①～④、⑥～⑨、⑪、⑬～⑯を対象とする。

（2）具体的な事後評価の方法

実績評価については、あらかじめ設定した政策効果に着目した達成すべき目標の達成度合いを測定するものとし、基本計画第 5 の 1 （3）カを踏まえ判定を行う。その際、次の①から③の基準に該当する指標については、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うとともに、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。また、政策分野の特性等に応じて、効率性等の観点からの評価も行う。

① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標

② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標

③ 達成度合いが「A'」となった指標

なお、大規模災害等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて平成 30 年度の目標値を改めて設定した上で実績値を把握し、達成度合いの判定を行う。その際、上の①又は③の基準に該当する指標については、要因分析を行う。

さらに、上記 II 1 （1）に定める政策分野以外の政策分野については、実績の測定（モニタリング）を行う。特に必要があると認められるときは、上記 II 1 （1）に定める政策分野以外の政策分野について評価を行う。

2 総合評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表1の政策評価体系に掲げる政策分野⑩を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

総合評価については、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行う。また、課題の特性に応じ、必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

3 公共事業の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表2に掲げる公共事業を対象とする。

なお、大規模災害等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期できるものとする。

(2) 具体的な事後評価の方法

期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を行う観点から、政策効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

4 研究開発の事業評価

事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

5 規制の事業評価

事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

6 租税特別措置等の事業評価

事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

政策評価体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
		②幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
		③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
		④グローバルマーケットの戦略的な開拓
		⑤様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		⑦担い手への農地集積・集約化と農地の確保
		⑧構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進
		⑨需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革
		⑩戦略的な研究開発と技術移転の加速化(※)
		⑪先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等
		⑫気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用(※)
		⑬農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
	3 農村の振興	⑭地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
		⑮多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
		⑯多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑰森林の有する多面的機能の発揮
		⑱林業の持続的かつ健全な発展
		⑲林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	⑳水産資源の回復
		㉑漁業経営の安定
		㉒漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	㉓政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※：総合評価を行う政策分野

2 法第7条第2項第2号に該当する政策分野

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策分野

該当するものはない。

(別表 2)

公共事業の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する個別公共事業

(1) 期中
ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	岡山県	小阪部川	農村振興局水資源課	国
直轄	国有林直轄治山事業	高知県	西熊山	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	岐阜県	板取川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	石川県	手取川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	徳島県	祖谷川	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	十勝・釧路川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	十勝・釧路川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	十勝・釧路川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、新潟県	阿賀野川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、新潟県	阿賀野川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、新潟県	阿賀野川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山梨県、静岡県	富士川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山梨県、静岡県	富士川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山梨県、静岡県	富士川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福井県、京都府	由良川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福井県、京都府	由良川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福井県、京都府	由良川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県	加古川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県	加古川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県	加古川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、山口県	高津川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、山口県	高津川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、山口県	高津川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県、佐賀県、 大分県	筑後川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県、佐賀県、 大分県	筑後川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県、佐賀県、 大分県	筑後川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	独立行政法人水資源機構事業	静岡県、愛知県	豊川用水二期	農村振興局水資源課	独立行政法人

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化農地整備事業	農村振興局農地資源課
水利施設等保全高度化事業	農村振興局水資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課

(2) 完了後
ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	上音更	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	雄武中央	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	宮城県	大崎西部・江合川・大崎	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	福島県	隈戸川	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	群馬県、埼玉県	神流川沿岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	三重県	宮川用水第二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	由仁	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	富士見	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	北海道	十勝岳	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	徳島県	祖谷川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	高知県	早明浦	林野庁治山課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	日高 (日高北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	日高 (日高南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	渡島檜山 (檜山森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	渡島檜山 (渡島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	下北 (下北森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	三八上北 (三八上北森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	馬淵川上流 (岩手北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	大槌・気仙川 (三陸中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮城県	宮城北部 (宮城北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	雄物川 (秋田森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	雄物川 (秋田森林管理署湯沢支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	山形県	最上村山 (山形森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	山形県	最上村山 (山形森林管理署最上支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	阿武隈川 (福島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	阿武隈川 (福島森林管理署白河支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	西毛 (群馬森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	千曲川下流 (北信森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岐阜県	宮・庄川 (飛騨森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	広島県	江の川上流 (広島北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	高知 (高知中部森林管理署・嶺北森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	熊本県	白川・菊池川 (熊本森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	大分県	大分南部 (大分森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	五ヶ瀬川 (宮崎北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	広渡川 (宮崎南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	北薩 (北薩森林管理署)	林野庁業務課	国
機構等	特定中山間保全整備事業	北海道	南富良野	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
機構等	特定中山間保全整備事業	島根県	邑智西部	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	農用地総合整備事業	岐阜県	美濃東部	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人

イ 補助事業

事業名	事業主管課
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	農村振興局水資源課
農業競争力強化基盤整備事業	生産局飼料課、 農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課

2 法第7条第2項第2号に該当する個別公共事業

- (1) 未着手の事業
ア 直轄事業・機構等営事業
該当するものはない。

- イ 補助事業
該当するものはない。

- (2) 未了の事業
ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	沖縄県	宮古伊良部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	上士別	農村振興局農地資源課	国
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	オボカ沢	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	磐井川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	胆沢川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	一迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	二迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	三迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	徳島県	祖谷	林野庁業務課	国

イ 補助事業

事業名		都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化農地整備事業	茨城県	利根北部	農村振興局農地資源課	茨城県
補助	農業競争力強化農地整備事業	千葉県	夷隅川 1 期	農村振興局農地資源課	千葉県
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	国府川左岸 2 期	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	熊本県	小島	農村振興局農地資源課	熊本県
補助	水利施設等保全高度化事業	茨城県	本郷高野	農村振興局水資源課	茨城県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	両総茂原南	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	三面川左岸 1 期	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	信濃川右岸 1 期	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	阿賀野川右岸 1 期	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	三重県	宮川 1 工区	農村振興局水資源課	三重県
補助	水利施設等保全高度化事業	大分県	竹田西部	農村振興局水資源課	大分県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一南亀	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第二浅間	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	農村地域防災減災事業	茨城県	新郷 2 期	農村振興局防災課	茨城県
補助	農村地域防災減災事業	茨城県	小貝東部 2 期	農村振興局防災課	茨城県
補助	農村地域防災減災事業	埼玉県	権現堂	農村振興局防災課	埼玉県
補助	農村地域防災減災事業	新潟県	安野川（5 期）	農村振興局防災課	新潟県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	善太新	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛媛県	石畳	農村振興局防災課	愛媛県
補助	農村地域防災減災事業	愛媛県	客	農村振興局防災課	愛媛県
補助	農村地域防災減災事業	愛媛県	浅海	農村振興局防災課	愛媛県
補助	農村地域防災減災事業	高知県	梶原北部	農村振興局防災課	高知県
補助	農村地域防災減災事業	福岡県	筑後西部後期	農村振興局防災課	福岡県

3 法第7条第2項第3号に該当する個別公共事業
該当するものはない。